

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定様式のご案内

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

○ 認定条件

- (1) 新宿区内に本店（営業の本拠）があること
- (2) 中小企業庁の指定地域内において1年間以上継続して事業を行っていること
指定地域については中小企業庁ホームページをご覧ください。URL=<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>
- (3) 災害等の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること

※当規定に関しては「最近1か月」は申込月の前月となります。

○ 必要書類

法 人	個 人
1 認定申請書（区所定の用紙） 2通	1 認定申請書（区所定の用紙） 2通
2 履歴事項全部証明書のコピー（発行より3か月以内のもの）	2 直近期の所得税確定申告書のコピー ※税務署受付印、青色申告決算書・収支内訳書等付属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付
3 直近期の法人税確定申告書及び決算書 ※税務署受付印、別表・勘定科目内訳書等付属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付	3 最近1か月の売上高等と前年同期の売上高等を確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 売上帳等のコピー ② 現金出納帳等のコピー ③ 売上傳票等月別売上資料（売上傳票は月別集計後のもの）
4 最近1か月の売上高等と前年同期の売上高等を確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 月別売上のわかる試算表 ② 総勘定元帳の売上欄のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料	4 今後2か月間の見込み売上高等を疎明する資料（売上計画等）
5 今後2か月間の見込み売上高等を疎明する資料（売上計画等）	5 4の期間に対応する前年同期の売上高等を確認できる資料 ※上記3の①～③のいずれか
6 5の期間に対応する前年同期の売上高等を確認できる資料 ※上記4の①～③のいずれか	6 1年間以上継続して事業を行っていることが確認できる資料（開業届の写し等）
7 法人の実印	7 個人の実印

※認定申請書等の記載に誤りがあった場合、訂正印（実印）の押印が必要になります。

申請の際、実印をお持ちでない場合、認定申請書の差し替えが必要になります。

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

○問い合わせ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F
新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎（3344）0702